# 4 身体活動・運動

# 個別分野の施策

#### 身体活動・運動

身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。

目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。

#### 1. 科学的根拠に基づく運動施策の推進

○運動所要量の見直し

健康を維持するために必要な運動量を示した「運動所要量」(平成元年度策定)の普及啓発を行ってきたが、 最新の科学的知見をふまえたものとするため、平成 17 年8月に検討会を設置し、平成18年7月に「健康づくり のための運動基準」を策定した。

#### 2. 運動習慣の定着に必要な知識の普及啓発

○運動指針の見直し

運動所要量に基づき誰もが気軽に運動を行えるよう「運動指針」(平成5年度策定)の普及啓発を行ってきたが、運動所要量同様に見直しを図るため、平成 17 年8月に検討会を設置し、「健康づくりのための運動基準」に基づき、平成 18 年7月に「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」を策定した。

#### 3. 健康づくりのための運動実践の環境整備

○健康増進施設の認定

健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことができる施設を健康増進施設として認定。 「健康増進施設の類型〕

●運動型健康増進施設

トレーニングジム等の設備及び健康増進のための運動プログラム提供者等の配置 399 施設(H18.6.30 現在)

●温泉利用型健康増進施設

上記の要件に加え、健康増進のための温泉利用の設備及び温泉利用指導者の配置 29 施設(H18.6.30 現在)

●温泉利用プログラム型健康増進施設

生活指導及び応急処置の設備、温泉利用プログラム提供及び温泉入浴指導員の配置 9 施設 (H18.6.30 現在)

# 4. 健康づくりのための運動実践を支援する人材の養成

○健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査等

昭和63年度から平成17年度まで(財)健康体力づくり事業財団が、厚生労働大臣の認定を得て、生活習慣病を予防して健康水準を保持・増進するという観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚しつつ、個人個人の身体の状況に応じた運動プログラムの提供及び実践指導を行う者の養成、試験等を実施。事業の大臣認定については、平成17年度末をもって廃止したが、同財団においては、大臣認定廃止後の健康運動指導士等の養成・普及定着方策を探る委員会を設けて検討を続け、本年6月、以下の5点を主な内容とする健康運動指導士制度の充実強化策を取りまとめ、平成19年度から導入されることとなった。

- ・現場実習の導入を含む養成カリキュラムの充実強化
- ・4年制体育系大学等を対象とする健康運動指導士養成校制度の創設
- ・保健師、管理栄養士等に対する講習会の一部科目免除
- ・実務経験者に対する受験資格の付与
- ・登録更新時講習の充実
- ●健康運動指導士

10,998 名 (H18.7.1 現在)

●健康運動実践指導者

22,381 名 (H18.7.1 現在)

# 5 休養・こころの健康づくり

### 個別分野の施策 こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な 休養・こころの 「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さら 健康づくり に、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。 目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。 1. ストレスへの対応 ○心の健康づくり推進事業 精神保健福祉センターにおいて精神疾患に関する相談窓口の設置、精神保健に関する知識の普及等を行うことにより国民 の精神的健康の保持増進を図る。 ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業 地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習 得させるための研修会を実施する。 ○こころの健康づくり地域関係者研修事業 都道府県において地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得している地 域精神保健従事者を主に対象として、当該地域に適合した自殺予防対策の強化を目的とした研修を実施する。 ○ころの健康づくり普及啓発事業 都道府県において地域の実情に即した方策を検討し、各種 PR 活動を行うなどにより、地域におけるこころの健康問題に関 する正しい知識の普及啓発を促進する。 ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業 メンタルヘルス対策の啓発用パンフレットの作成・配布等及び管理監督者、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。 ○メンタルヘルス対策支援事業 事業場に対してメンタルヘルス関係の専門家による事業場の体制づくりに対する指導等を実施する。 ○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業 地域産業保健センターにおいて、保健所等地域の保健機関と協力しつつ、メンタルヘルス不調となった労働者とその家族 を対象としたセミナーや相談会を実施する。 ○産業医等医師を対象とした研修事業 産業保健に協力的な精神科医に対する産業保健に関する研修を実施するとともに、メンタルヘルスに関する知識、対応方 策などメンタルヘルス対策について、産業医等を参集し研修を実施する。 2. 十分な睡眠の確保 ○健康づくりのための睡眠指針検討会報告書の策定(平成 15 年3月) 成人を対象として、睡眠の問題を予防・改善するための情報を7つの柱として整理したものであり、個人個人の自己選択に 施策の概要 基づいて、本指針に示すような生活習慣の工夫が推奨され、それぞれの柱の中の各フレーズから、自らの生活の中に取り 入れられそうなものを自分の生活に合わせて実践するもの。 3. 自殺対策 【相談体制等の整備】 ○自殺防止のための相談推進協議会事業 「いのちの電話」を中心に、相談関係機関等が参画した自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るため、 相談推進協議会を設置する。 ○相談研修等活動推進事業 全国 47 都道府県において、「いのちの電話」の相談員の確保、資質の向上を図るため、養成研修等を行う。 【普及・啓発】 ○「いのちの日」の行事の開催等による自殺防止相談窓口の普及・啓発事業 (12月1日を「いのちの日」とし、自殺防止に係る啓発普及活動を行う。) ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業(再掲) ○メンタルヘルス対策支援事業(再掲) ○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業(再掲) ○産業医等医師を対象とした研修事業(再掲) ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業(再掲) ○こころの健康づくり地域関係者研修事業(再掲) ○こころの健康づくり普及啓発事業(再掲) 【研究の推進】 ○自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進 データの収集と分析による自殺の実態把握を行うとともに、自殺関連予防プログラムの開発や労働者のメンタルヘルス等 に関する研究を推進する。

## 6 たばこ

# 個別分野の施策 たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。 「健康日本21」においては、①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、②未成年者の喫煙防止(防 煙)、③受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、④禁煙希望者に対する禁煙支援について 設定している。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」(平成 14 年 12 月 25 日意 たばこ 見具中)においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下 げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。 さらに、平成17年2月には、保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健 機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。 1. 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 ○禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウムの開催 喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、世界保健機関(WHO)が平成元年に毎年5月 31 日 を「世界禁煙デー」と定めたところである。これを受け、厚生労働省においても「世界禁煙デー」に始まる一週 間を「禁煙週間」と定め、「世界禁煙デー記念シンポジウム」を開催するとともに、ポスターの配布等により正し い知識の普及啓発を行っている。 ○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してたばこに関する情報を国民に提供している。 ○「喫煙と健康問題に関する検討会」報告書(平成 13 年 12 月) 「健康日本21」の策定を踏まえ、専門家による検討を行い、たばこと健康問題に関する最新の科学的知見を 集積した報告書が取りまとめられた。 2. 未成年者の喫煙防止 ○未成年者喫煙禁止法(明治 33 年法律第 33 号) 未成年者の喫煙禁止、未成年者にたばこを販売した者に対する罰則等を規定している。 ○ たばこ広告に関する規制 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第42条第2項の規定に基づく、製造たばこに係る広告を行う際の指 針により、未成年者の喫煙防止に配慮するよう規定している。 ○未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組について (平成 16 年6月 28 日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販 売方法について、警察庁、財務省及び厚生労働省より関係業界宛に通知を発出した。 施策の概要 ○未成年者喫煙防止対策ワーキンググループの設置(平成 17年1月 18日) 関係5府省庁(内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)の密接な連携の下、未成年者の喫煙防 止対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議幹事会の下に設置し、①未成年者への喫煙防止教 育、②たばこの入手方法に応じた喫煙防止、③喫煙習慣者への禁煙指導等について検討を行っている。 3. 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及 ○受動喫煙防止対策について(平成 15 年4月 30 日健康局長通知) 健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を 講ずるよう努めなければならない旨を規定している。これを受け、平成 14 年6月に策定した分煙効果判定基 準報告書等を参考にしながら、適切な受動喫煙防止対策を推進するよう、都道府県等に対して、同法の施行 に併せ通知を発出した。 ○職場における喫煙対策のためのガイドライン(平成 15 年5月9日) 労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、喫煙対策の充実を図ることとし、新ガイドライン を策定し、これに沿った喫煙対策の円滑な実施に向け、事業場に対し、個別支援(指導)、研修会、シンポジ ウム等の普及啓発を行っている。 ○地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査 平成12年9月に、地方自治体庁舎等の公共の場及び職場を対象に、禁煙・分煙の実施状況調査を行ってお り、その後、平成 15 年5月に健康増進法が施行されたことを受け、施行後約半年を経過した時点(平成 16 年 1月5日現在)での状況を把握するために、同様の調査を再度実施し、平成 17 年 10 月にその結果を公表し

○飲食店健康増進普及支援事業(平成 17 年度~)

都道府県において、飲食店等の営業者に対し、受動喫煙防止対策の意義、禁煙・分煙対策の実施により営業 成績が向上した事例等の具体的な取組事例等を紹介する講習会を実施し、受動喫煙防止対策への取組を推 進することとしている。

#### 4. 禁煙支援プログラムの普及

○たばこ対策担当者講習会の開催

都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために講習会を開催している。平成16年度からは、地方自治体と他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施している。

○禁煙支援マニュアルの作成(平成18年5月)

すべての市町村で禁煙支援が実施され、地域での保健指導や禁煙指導の充実を図るために、禁煙支援に取り組むための必要な基礎知識、実施手法、留意事項等を自己学習できるよう解説した禁煙支援マニュアルを作成。今後、その普及を図り、禁煙支援を推進する。

○ニコチン依存症管理料の新設(平成18年度診療報酬改定)

ニコチン依存症について、疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、ニコチン依存症と診断された 患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を行う。

#### 5. その他

○たばこ対策関係省庁連絡会議の設置(平成 16 年6月 15 日)

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准とともに、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、 対策の充実強化に向けた体制整備を行っており、今後とも、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促 進することとしている。

○たばこ対策緊急特別促進事業(平成17年度~)

都道府県において、①地域の関係者で構成される協議会を設け、関係者が連携してたばこ対策に取り組むこと、②未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策に取り組むこと、③受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点を置いた対策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。

○循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業

国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の喫煙の実態に関する研究、 喫煙習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等健康影響と喫煙対策の動向に関する 研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。

○たばこ対策に係る組織の拡充(平成17年10月)

厚生労働省においてたばこ対策に関する体制を強化するため、たばこ対策専門官を設置したほか、たばこ 政策に係る効果的政策提言と実践に関する調査研究体制の整備を図るため、国立保健医療科学院の研究 情報センターにたばこ政策情報室を設置した。

#### 7 アルコール

周別分野の施策	
アルコール	飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害の原因となることがあり、健康に対し大きな影響を与えるものである。 年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコール 関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。 「健康日本21」においては、①多量に飲酒する人の減少、②未成年者の飲酒防止、③「節度ある適度な飲酒 の知識の普及について設定している。
施策の概要	1. 多量に飲酒する人の減少 〇アルコール対策担当者籍習会の開催 都道得県、政令市及び特別区のアルコール対策担当者と他の健康増進事業実施者との連携を図り、効果的なアノール対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るため、医療保険者の保健事業実施担当者及び労働政衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、平成16年度からアルコール対策について講習会を実施している。 ②未成年者の散酒防止 ②未成年者飲酒禁止、未成年者に酒類を販売した者に対する期則等を規定している。 ③未成年者の散酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱: (平成 12 年8月 30 日類に係る社会的放通防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱: (平成 12 年8月 30 日類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定に基づき、毎年4月に未成年者飲酒防止強調月間と設け、係省庁が全の規定を活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図っている。 ③未成年者飲酒防止に係る取組について(平成 13 年 12 月 28 日 3 省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等、酒類販売には対ける未成年者飲酒防止に係る取組して、審教庁、国規庁及び厚生労働者より関係業界宛に通知を発出した。 ③シンボジウムの開催 アルコールに防止を対象を開催している。 3. 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及 〇ホームページを3 用してアルコールに関する情報を国民に提供している。 〇「アルコール保健指導マニュアル検討会!報告書、平成 14 年3月) アルコール保健指導でニュアルを開発して報告、20 日本の対策に対する研究・数値、関生労働者の計・ムーベージを4 別して限 14 年3月) アルコール保健指導でニュアル検討会に関する研究・経済のとで表しまな対策のとで対策のと登りに対する研究等健康影響とアルコールに関する基準のは関する研究・未成年者な消防止に関する研究・等に対する社会的の改善に関する研究・未成年者な消防が上に関する研究・整備に関する研究・表で異対して12 月日税庁・酒類販売を取り着り環境が大きく変化するなかで、これまでの取扱を2 日本の財産があり方が高速といめたれた。 過額に係る不当廃売が取りますのが基化等金の基準の整備を12 年4月) 酒類販売を取り着く環境が下離といるの情報を12 年4月) 酒類に係る不当廃売がまめて前途を2 中まに対する社会的要求のからの社会が高からか方が重要に対する社会的関うの場でがあるが高がまりままれた。 過額に係る社会的規制等の関立を2 第2 年3 月間 2 年3 月 2 年3 月 2 年3 月 2 年4 月 2 年3 月 2 年4 月 2 年4 月 2 1 年4 月 2 1 年4 月 2 年4 月 2 年4 月 2 年4 月 2 1 年4 月 3 1 年4 日 2 年4 月 2 年4 月 2 1 年4 月 3 年4 日 2 年4 月 2 1 年4 月 3 年4 日 4 年4 月 2 年4 月 2 1 年4 月 3 年4 日 4 年4 月 2 1 年4 月 3 年4 日 4 年4 月 2 年4 月 3 年4 年4 日 4 年4 月 2 年4 月 3 年4 年4 日 4 年4 月 3 年4 年4 日 5 年5 年5 年5 日 5

# 8 歯の健康

_ {	3 歯の健康	
	個別分野の施策	
	・ 歯の <b>健康</b>	歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を 20 歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという 8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。 目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。
	施策の概要	商科分野に関しては、地域の実情に応じた歯科保健事業の推進を目的に、8020 運動推進特別事業やかかのつけ歯科医機能支援事業等を平成17年度まで実施してきたところである。  【善及啓発】  「フォーラム8020 の開催 シンボジウム等による歯科保健に関する最新の知見、近しい知識等の普及啓発活動を実施。 「商の衛生週間の実施 毎年6月4日から10 日までを歯の衛生週間とし、国民に対して歯や口腔の重要性やむし歯、歯周病予防に関する正しい知識等の普及を実施。 (全日歯科保健大会の開催 国民に対する歯科衛生思想の普及修予を目的として実施 (金日歯科保健大会の開催 国民に対するがシアンシータの作成、68020 運動推進特別事業の活用)  【人材育成】  「人材育成」  「8020 運動推進員8020 サポーター)の育成 (8020 運動推進特別事業の活用)  「地域において8020 運動を普及し、住民主体の健康づり運動を推進するため、中心となる人材育成を実施。 (歯科保健医療院者を対象に、地域歯科保健医療に関する研修会の開催。 [環球整備基整整備]]  「地域において302 運動推進特別事業の活用)  地域においる「健康日本21」の目標植造成のためのアクションブラン等の作成。 地域虚科保健計画の策定 (8020 運動推進特別事業の活用)  ・地域においる「健康日本21」の目標植造成のためのアクションブラン等の作成。 ・地域は科経性データバンの構築(8020 運動推進特別事業の活用)  ・地域においる「健康日本21」の目標植造成のためのアクションブラン等の作成。 ・地域は科経健データバンの構築(8020 運動推進特別事業の活用) ・地域においる「健康日本21」の自様健性データがシの構築の形態を表現しているが出版に対し、事務の事務に対している事務の事務と表現に、今後の歯科保健が全身の健康状態に関するために、全国調査を実施。  「ご商子がの有効な手段としてのアッ化物洗口よの普及を図るため、ガイドラインを作成。  「研究の推進] 「内理・労働科学研究における研究を実施。  「対別・対策に起因する研究を実施」 「対別・対策を関係のできた、支援 ・ の料学的評価を行う口腔保健と身の健康状態の関係に関する研究・ う触・歯周疾患の予防技術や治療技術の評価を行う口腔保健と身の実施、状態の関係に関する研究・ う触・歯周疾患の予防技術や治療技術の評価を行う口腔保健を変更を聴まが悪い関係に関する研究。 う他 歯周疾患の予防技術や治療技術の評価を行り口腔保健を変更を聴まが悪い関係に関する研究。 う他 歯周疾患の予防技術や治療技術の評価を行り口腔保健を変更を聴まが悪い関係に関する研究。 うかがりずは歯科を健康を援事業の実施 「成の実形成・原理の発生を健康ので、方法による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進 「は肉変失防・原料の動物を発生・変更による定用が高いとしている研究を関係を関係に関係を関係に関係を関係に関係を関係がありの指述を対し、対域を関係を対し、対域を対し

# 9 糖尿病

# 個別分野の施策 我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会環境の変化に伴って急速に増加している。糖尿病は自覚症状がな いことが多く、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要 となることがある。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症・進展を促進することも知られ ており、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重 要である。 糖尿病 また、平成14年度に実施した糖尿病実態調査によると糖尿病が強く疑われる人は約740万人、糖尿病の可能 性を否定できない人を合わせると約1,620万人と推計され、前回の調査結果を上回る結果となっている。 「健康日本21」では、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見 及び治療の継続について設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、糖尿病 について発生率の20%減少を目標に掲げている。 1. 科学的根拠に基づく糖尿病対策の推進 (1)調査の実施 ○糖尿病実態調査の実施(5年毎に調査を実施。直近:平成 14 年度) ○国民栄養調査の実施(~平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年~) (栄養・食生活分野の再掲) (2)研究の推進 ○厚生労働科学研究の推進 ·糖尿病戦略研究事業 糖尿病について、予防、診断及び合併症を含む治療法の研究等、従来からの研究事業の取組に加え、将 来における具体的な成果目標を設定し、確実な目標達成に向けた取組を推進する大規模戦略研究を平成 17年度から5か年計画で実施する。 •循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 糖尿病をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防 対策に関する研究等を実施している。 •医療技術評価総合研究事業 (EBMの手法に基づく診療ガイドライン) 糖尿病及びその合併症の診療において、診療の基準や指針を明示し適切な判断を下せるよう支援するガイ ドラインを作成している。 2. 糖尿病に関する知識の普及啓発(一次予防) ○生活習慣病予防週間(毎年2月1日~7日) 施策の概要 生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であることか ら、自らの生活習慣を見直すきっかけ(行動変容)となることを目的として実施している。 (栄養・食生活分野の再掲) ○栄養・食生活に関する普及啓発 ・日本人の食事摂取基準の策定 ・「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月閣議決定) ・「食事バランスガイド」の普及啓発 ・食生活改善推進員による普及啓発 ·食生活改善普及月間(毎年10月) ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) (身体活動・運動分野の再掲) ○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発 ・「健康づくりのための運動基準」、「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」の策定(平成18 年7月) ○健康増進施設の認定

- 3. 糖尿病の早期発見(二次予防)及び重症化の予防
- ○老人保健事業による一般健診及び事後指導

医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に血糖検査及びヘモグロビンA1cを取り入れ実施しており、健康教育については、個別健康教育のなかで、糖尿病の個別健康教育を実施している。

#### ○国保ヘルスアップモデル事業

糖尿病等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1か所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。

#### (参考)

関係団体による取組として、社団法人日本医師会、社団法人日本糖尿病学会及び社団法人日本糖尿病協会において、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とした「糖尿病対策推進会議」を設置したところである。

また、社団法人日本栄養士会においては、糖尿病の予防活動に重点をおいた活動を行うため、47都道府県栄養士会に「栄養ケア・ステーション」を設置することとしている。

1	0 循環器病	
[[4]	別分野の施策	
	循環器病	脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器疾患は、我が国の死亡原因の第2位及び第3位であり、全体の約3割を占めている。循環器系疾患については、後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となっており、特に脳卒中は、「寝たきり」の主要な要因となる等、循環器病の罹患率及び死亡率の改善が一層重要である。「健康日本21」では、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について目標を設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、心疾患及び脳卒中対策としてそれぞれ死亡率の25%改善を目標に掲げている。
	施策の概要	<ul> <li>1. 科学的根拠に基づく循環器疾患対策の推進         <ul> <li>(1)調査の実施</li> <li>○循環器疾患基値調査の実施</li></ul></li></ul>
		・「健康づくりのための運動基準」、「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」の策定(平成18年7月) 〇健康増進施設の認定

(たばこ分野の再掲)

- ○喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及
- ○未成年者の喫煙防止
- ○公共の場や職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及
- ○禁煙支援プログラムの普及

#### (アルコール分野の再掲)

- ○多量に飲酒する人の減少
- ○未成年者の飲酒防止
- ○「節度ある適度な飲酒」の知識の普及
- 3. 循環器疾患の早期発見(二次予防)及び重症化の予防
- ○老人保健事業による一般健診及び事後指導

医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事 業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項 目の中に循環器等についての検査項目が含まれており、健康教育については、個別健康教育のなかで、高 血圧、高脂血症等の個別健康教育を実施している。

○介護予防・地域支え合い事業

在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村 において地域の実情に応じ、介護予防等事業、高齢者等の生活支援事業及び家族介護支援事業等を行っ ており、また、都道府県、政令市及び特別区においても寝たきり予防対策の普及啓発事業等を実施している (平成17年6月の介護保険法の改正により、平成18年度から地域支援事業として再編される。)。

○国保ヘルスアップモデル事業

循環器疾患等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の 分析・評価を行うため、指定市町村(平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、原則、都道府県に1か所を指 定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログ ラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。

○CCU(心疾患の集中治療)、SCU(脳卒中の集中治療)専用病室(施設・設備)整備事業 心疾患及び脳卒中に対する救急医療体制の充実を図るため、救命救急センター及び二次救急医療施設に おいて、CCU専用医療機器・専用病室及びSCU専用医療機器・専用病室を整備している。

○ドクターへリ導入促進事業

救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、救急患者に早期治療を開始するとともに、医療機関へ迅速 に搬送するドクターへリ(医師が同乗する救急専用へリコプター)を救命救急センターに整備している。

### 11 がん

# 個別分野の施策 がんは、昭和56年より我が国の死亡原因の第1位であり、現在では年間約30万人もの方が亡くなっている。これ に対応するためには、生活習慣の改善による予防の取組が重要である。これまで、昭和 59 年度から3次にわたる がん戦略事業を推進しており、昭和59年度から平成5年度までを「対がん10カ年総合戦略」、平成6年度から平 成15年度までを「がん克服新10か年戦略」として研究に重点を置いた取組を実施してきた。この取組によりがんの 診断・治療技術は進歩しているが、今後はがん検診による早期発見・早期治療など予防に向けた取組が一層重要 がん となっている。厚生労働省においては、がん対策を強力に推進するべく、平成 16 年度からがんの罹患率と死亡率 の激減を目指して「第3次対がん10か年総合戦略」を推進しているところである。 「健康日本21」では、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等につ いて目標を設定しており、平成 17 年度から開始している健康フロンティア戦略においては、がん対策として5年生 存率の20%改善を目標に掲げている。 1. がん研究の推進 (1)「対がん10カ年総合戦略」(昭和59年度~平成5年度) 及び「がん克服新10か年戦略」(平成6年度~平成15年度) がんの本態解明を推進するため、重点研究課題を設定し研究を進め、これまで不明であった数々の発がん 機構の解明がなされるなど、一定の成果をあげた。 さらに、がんの本態解明からがん克服へという戦略の目標達成に向けて重点課題の研究に取り組むとともに 研究支援事業を進め、更なるがんの本態解明、各種がんの早期発見法の確立、標準的な治療法の確立等 診断・治療技術は目覚ましい進歩を遂げた。 (主な成果) ・発がん機構等の解明が進歩:一部のがん抑制遺伝子の同定 ・早期診断技術の開発: ヘリカルCTによる肺がんの早期発見 ・がん治療の進歩:非侵襲的手術法の開発 ・研究体制:既存の国立がんセンターや大学などで研究 (2)「第3次対がん10か年総合戦略」(平成16年度~平成25年度) これまでの20年にわたる戦略の推進の結果、胃がん、子宮がんによる死亡率は低下し、胃がんなどの生存 率は向上したが、一方で、国民の生活習慣の変化その他により大腸がん等の欧米型のがんは増加を続けて 施策の概要 いる。 このため、第3次対がん10か年総合戦略では、がんの罹患率と死亡率の激減を新たな戦略目標とし、更な るがんの本態解明、基礎研究の成果を幅広く予防、診断、治療に応用するトランスレーショナルリサーチの 推進、予防・診断・治療法の開発及びがんの実態把握とがん情報・診断技術の発信・普及についての研究 を重点的に推進している。 ・第3次対がん総合戦略研究事業 更なるがんの本態解明を進めるとともに、その成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチの推 進、革新的な予防、診断、治療法の開発及び根拠に基づく医療の推進を図るための質の高い大規模な 臨床研究を実施している。 ・医療技術評価総合研究事業(EBMの手法に基づく診療ガイドライン) 2. がん予防の推進 ○「第3次対がん10か年総合戦略」 がんによる罹患率を減少させるためには、がん予防の研究成果に基づき、国民の生活習慣等の行動変容、 有効ながん検診の拡充等を図っていくことが必要であり、このため、がんの有効な予防法を確立するとともに、 がん予防に関する知識を広く国民に周知し、さらに最新の研究成果に基づきがん検診の効果を高めていくこ ととしている。